特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、この様なリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

大東市長

公表日

令和8年10月9日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、受給資格者の管理を行い、児童手当および特例給付を支給する。この業務を行うにあたり、特定個人情報の取扱いを行う。
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバーシステム、マイナポータルサービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当受給ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第81項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の106及び107の項並びに第108及び109条 （情報提供） ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の42、125、141及び161の項並びに第44、127、143及び163条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉・子ども部　こども家庭室
②所属長の役職名	こども家庭室課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	574-8555　大阪府大東市谷川1丁目1番1号 大東市福祉・子ども部こども家庭室　子ども政策グループ 電話　072-870-9655

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	574-8555　大阪府大東市谷川1丁目1番1号 大東市福祉・子ども部こども家庭室　子ども政策グループ 電話072-870-9655

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[ ] 内部監査　　[ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底することや、USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている等、端末使用時に静脈による本人認証としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	所属長	子ども室長　青木　浩之	子ども室長　鳥山　和郎	事後	人事異動による
平成31年4月1日	所属長	子ども室長　鳥山　和郎	子ども室長　青木　浩之	事後	人事異動による
令和1年6月28日				事前	再実施
令和3年9月1日	Ⅰ　基本情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年12月13日	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報　ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバーシステム	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバーシステム、マイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年4月1日	部署	子ども室	こども家庭室	事後	年次見直しによる
令和5年4月1日	所属長の役職名	子ども室課長	こども家庭室課長	事後	年次見直しによる
令和5年4月1日	請求先	子ども室	こども家庭室	事後	年次見直しによる
令和5年4月1日	連絡先	子ども室	こども家庭室	事後	年次見直しによる
令和6年6月28日	請求先	子ども支援グループ	子ども政策グループ	事前	再実施
令和6年6月28日	連絡先	子ども支援グループ	子ども政策グループ	事前	再実施
令和6年6月28日	関連情報3．個人番号の利用　②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第一項および別表第一第56項	番号法第9条第1項及び別表第81項	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	関連情報4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号および別表第二第26項、第30項および第87項 （情報照会） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号および別表第二第74項および第75項	（情報照会） ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の106及び107の項並びに第108及び109条 （情報提供） ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の42、125、141及び161の項並びに第44、127、143及び163条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年8月8日	Ⅱ　しきい値判断項目	Ⅱ　しきい値判断項目 令和6年6月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 令和7年7月1日	事前	しきい値判断項目の日付更新
令和7年8月8日	Ⅳ　リスク対策　8．11		【新項目】 Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か →　充分である 判断根拠 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 11．最も優先順位が高いと考えられる対策 3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 当該対策は十分か（再掲）→十分である 判断根拠 ・特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底することや、USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている等、端末使用時に静脈による本人認証としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	評価書内新項目の追加記載
令和8年10月27日	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報　ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	マイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能	マイナポータルサービス検索・電子申請機能	事前	